

第459回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和8年9月1日（火）
18:00～19:30
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：公益代表委員 4名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 佐賀県最低賃金の改正について
(2) 佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
(3) 佐賀県特定最低賃金（一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器・同関連製品製造業）の改正決定の必要性の有無について（諮問）
(4) 佐賀県特定最低賃金（百貨店・総合スーパーマーケット・各種食料品小売業）の決定の必要性の有無について（諮問）
(5) その他
- 5 議事要旨：(1) 佐賀県最低賃金（現行1時間1,030円）の改正決定について、本年7月7日に佐賀労働局長から諮問され、調査審議を専門部会に付託されていたが、部会長代理から調査審議の経過及び結果報告がなされた。
(2) 専門部会の報告に基づく改正額の採決を行った結果、過半数（賛成7、反対4）の賛成で可決されたことから、佐賀県最低賃金を1時間1,095円（現行+65円）、効力発生日は令和8年11月15日とする答申を行った。
(3) 佐賀労働局長から、佐賀県特定最低賃金の改正決定（一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器・関連製品製造業）及び決定（百貨店・総合スーパーマーケット・各種食料品小売業）の必要性の有無について本審議会に意見を求める諮問が行われた。

(4) 労働者代表委員から上記 4 業種それぞれに申出の主旨説明が行われ、事務局から関係資料の説明があった。

(5) 事務局から今後の審議日程について説明が行われた。